

税務署受付印

令和 年分年末調整による不足額徴収繰延承認申請書

令和 年 月 日提出

税務署長殿	給与等の支払者	住所又は所在地	〒									
		氏名又は名称										
		個人番号又は法人番号	↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。									

所得税法第192条第2項の規定により年末調整による不足額の徴収繰延承認を申請します。

徴収繰延承認申請者	所属部課名											申請年月日		
	住所													
	氏名													
繰延承認を受けようとする額	給与の最終支払月中に支払われる給与	Aに対する源泉徴収税額	年末調整による不足額	給与の最終支払月中に支払われる税引手取額 (A-B-C)	給与の最終支払月の前月までの税引手取額の平均月割額	平均月割額の7割相当額 (E×70%)	平均月割額の7割と最終支払月の手取額との差額 (F-D)	年末調整による不足額のうちその年徴収すべき不足額 (C-G)	徴収繰延を受けようとする額とその月別徴収額 C又は (C-H) の1/2	備考				
	A	B	C	D	E	F	G	H						
									承認額		円			
									1月		円			
									2月	円				

税理士署名

※ 税処 務理 署欄	起案	・	・	決裁	署長	副署長	統括官	担当者	(却下の理由)	既未済欄	整理簿	通知書	
	決裁	・	・										
	施行	・	・										
	処理	承認	却下										
	番号確認	身元確認		確認書類									
		<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済		個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ()									

※網掛けの箇所は、年末調整による不足額徴収繰延承認(却下)通知書と複写により記載してください。(規格A4)

年末調整による不足額徴収繰延承認申請書の記載要領等

- 1 年末調整による不足額の徴収繰延べを受けられる人は、給与の最終支払月中に支払われる税引手取額が給与の最終支払月の前月までの税引手取額の平均月割額の7割相当額に満たない人です。
- 2 年末調整による不足額の徴収繰延べを受けようとする人は、この申請書を「年末調整による不足額徴収繰延承認（却下）通知書」と複写により作成の上、最後に給与の支払を受ける日の前日までに、年末調整を行う給与の支払者を經由して給与の支払者の所轄税務署長に提出してください。
- 3 年末調整による不足額の徴収繰延べを受けようとする人については、その年最後の給与に対する所得税法第185条又は第186条及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興財確法」といいます。）第28条第2項の規定による徴収税額の計算を省略することなく年末調整をしなければなりません。
- 4 徴収繰延べの承認を受けた人の源泉徴収簿には、その「摘要」欄に税務署長の承認月日、承認番号等を記載して徴収猶予の事績を明らかにしておいてください。
- 5 各欄の記載方法
 - (1) 「給与の最終支払月中に支払われる給与」欄には、その年最後の給与の支払をする日の属する月中に支払われる給与の総額（その年最後の給与の支払をする日の属する月中に普通給与と賞与があるときは、その合計額）を記載します。
 - (2) 「Aに対する源泉徴収税額」欄には、給与の最終支払月中に支払われる給与から所得税法第183条第1項及び復興財確法第28条第1項の規定により徴収される税額を記載します。
 - (3) 「給与の最終支払月の前月までの税引手取額の平均月割額」欄には、その年1月から給与の最終支払月の前月までの間に支払われた給与の総額から、当該給与について徴収された税額の総額を控除した残額を、当該給与の支払月数で除した金額を記載します。
 - (4) 「年末調整による不足額のうちその年徴収すべき不足額」欄には、「年末調整による不足額」欄の金額が「承認額」欄の金額を超えるときに限り記載します。
 - (5) 「徴収繰延べを受けようとする額とその月別徴収額」欄の「1月」、「2月」欄に記載する金額は、「年末調整による不足額」欄の金額を2分の1して求めますが、年末調整による不足額のうち、その年徴収された不足額があった人については、年末調整による不足額のうちその年徴収された不足額を控除した残額を2分の1して求め、それぞれ「1月」、「2月」欄に記載します。

なお、2分の1の計算に当たって生じた端数は、全て1月に徴収する金額とします。
 - (6) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名してください。
 - (7) 「※」欄は、記載しないでください。

6 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「氏名又は名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。